

平成27年5月11日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成27年5月11日(月)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者34名

1番	山崎 清弘	2番	玉置 俊裕	4番	棒引 昭治		
5番	市橋 宗行	6番	向日 一義	7番	前田 登	8番	森 敦孝
9番	更井 寛司	10番	丸屋 弘吉	11番	小谷 清雅	12番	皿田 功
13番	田渕 宏	14番	中山 敏久	15番	瀧本 和明	16番	杉若 陽一
17番	泉 雅行	18番	坂本 一馬	19番	横尾 泰行	20番	青木 登
21番	那須 京子	22番	那須 克	24番	寒川 加代子		
25番	玉置 伸	26番	鈴木 直孝	27番	溝口 健治		
29番	坂本 茂久	30番	松窪 俊英	31番	岡上 達	32番	長嶺 博司
33番	川井 洋之	34番	中村 洋子	35番	矢敷 勇氣男	36番	松本 忠巳
		38番	石谷 強				

欠席者 3番 桑原 壽 23番 上森 力 28番 上中 悠司
37番 峯園 五郎 39番 蔭地 明一

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏
会議録署名委員 27番 溝口 健治 29番 坂本 茂久

議 長 皆さん、こんにちは。先日、田辺市合併10周年記念ということで、農業委員を退任された方々も表彰されておりました。残念ながら、私は所用でその式典には出席はできませんでした。さて、明日の台風も心配ですが、早速、定例会を始めさせていただきます。

議 長 それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告がございます。事務局の説明をお願いします。

農振課 田上 皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は245㎡です。他3筆、合計面積1,141㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成27年4月14日です。以上、報告させていただきます。

議 長 はい。ありがとうございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,709㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年6月1日から平成30年5月31日の新規

です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の410㎡、他1筆、合計1,196㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年6月1日から平成30年6月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の815㎡、他2筆、合計1,745㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年6月1日から平成47年8月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の902㎡、他1筆、合計1,649㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻と野菜、年間7,800円と6,300円持参払い、期間は平成27年6月1日から平成47年8月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3,058㎡、他1筆、合計5,284㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年6月1日から平成29年5月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,304㎡、他2筆、合計4,705㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年6月1日から平成37年5月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の7,418.4㎡、他1筆、合計20,370㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年6月1日から平成37年5月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の561㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年6月1日から平成37年5月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の548㎡、他5筆、合計3,853㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年6月1日から平成37年5月31日の新規です。合計9件、22筆、41,072㎡、貸手8名、借手6名です。この9件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長
〇〇番 委員

はい。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんが亡くなりまして、後継者もいません。近所の〇〇〇〇さんが借り手ということで異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、2番。〇〇番〇〇です。物件は〇〇〇ですが、借り手の〇〇〇〇さんは今年ぶどうを植栽した方ですが、その間の繋ぎとしてということで、異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、3番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは〇〇〇出身で、〇〇〇〇君は青年就農の若い作り手です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、4番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは商売の傍ら、熱心に農業をされており、更新ということで異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、5番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんという方は太陽光パネルを設置したいということで、〇〇〇〇さんの土地を利用権設定しました。今度は別の農地を

買いたいようです。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番、7番について異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番、9番について異議ございません。

議 長 はい、以上9件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で利用権設定の議案は終了しました。どうもありがとうございました。

議 長 それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、3番桑原壽委員さん、23番上森力委員さん、28番上中悠司委員さん、37番峯園五郎委員さん、39番蔭地明一委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、27番溝口健治委員さん、29番坂本茂久委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、議案第7号事業計画変更申請（農地法第5条）について、議案第8号許可の取消願（農地法第4条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,767㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は150㎡、他9筆、合計3,551㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は247㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、他1筆、合計1,006㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は243㎡、他2筆、合計1,707㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は401㎡、他4筆、合計5,734㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は246㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、

〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は406㎡、他16筆、合計11,212.91㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は26.04㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、排水菅の埋設に伴う地役権設定です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は437㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は163㎡、他2筆、合計361㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は409㎡、他2筆、合計2,151㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上12件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。その前に〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、先に12番を除いた逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここは普通畑で何も植えていません。譲受人の〇〇〇〇さんは〇〇〇で長男と家族で農業を営んでおり、いちご栽培、梅、稲作と複合経営をされています。譲渡人の〇〇〇〇さんの親戚の方から、〇〇〇〇さんを買ってやってくれないかという話がありまして、経営規模を拡大するというので買うようになったと聞いております。特に異議はありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人は譲渡人の長男と一緒に農業を手伝ってきたわけですが、譲渡人の〇〇〇〇さんがご高齢で、息子さんに任せるといふことで、異議ありません。3番の〇〇〇〇さんは譲受人の方とはいとこ同士で、異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲渡人の〇〇〇〇さんが高齢であるため、譲受人に渡すといふことで異議ございません。

議 長 はい、5番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは譲渡人の長男で異議ございません。6番の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの兄嫁で、〇〇〇〇さんの夫は〇〇〇〇に別荘を所有しており、月に2、3回通って、世話をするそうです。異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚で家も隣接しています。異議ございません。8番は親子でございます。何ら問題はございませ

議 長 議 長

〇〇番 委員 〇〇番 委員

〇〇番 委員 〇〇番 委員

〇〇番 委員 〇〇番 委員

議 長 議 長

委員 全員 委員 全員

議 長 議 長

岡内 係長 岡内 係長

ん。

はい、9番。

〇〇番〇〇です。これは梅畑の一部に排水管を埋設するというもので、異議ありません。

はい、10番。

〇〇番〇〇です。譲受人の方は田を2反ほど耕作されています。異議ありません。

はい、11番。

〇〇番〇〇です。異議ありません。

はい、3条申請11件とも異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〇〇番〇〇です。排水管の埋設については、その分を買ったということですか。

買うのではなく、その分を利用することで地役権を設定するという事です。

料金は関係なく、設定だけするという事ですか。

はい、そうです。権利を主張するというものです。

はい、わかりました。

他にございませんか。

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇〇〇委員さんに退席願います。

それでは、12番。

〇〇番〇〇です。譲受人の〇〇〇〇さんは和歌山県が行なった、緑の雇用事業で森林組合に就職し、退職されましたが、その後も〇〇〇〇〇〇に定住され、今は奥さんと水稲とマコモの栽培を熱心に行なっています。譲渡人とはご近所で農地を活用していただきたいということです。異議ありません。

はい、異議なしのことですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

5ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は414㎡です。所有者は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場で414㎡、着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意は共に不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種居住地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は376㎡、他2筆、合計924㎡です。所有者は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、使用目的及び規模は倉庫と駐車場で924㎡、着工日、工事期間は許可の日より2か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地

は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は720㎡の内300㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農園管理棟36.1㎡、庭園263.9㎡、合計300㎡です。着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は除外済です。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5月8日に〇〇〇〇委員さん、局長さん、係長さんの4人で現地調査をしてみました。先ず1番については周辺がほとんど住宅地でありますので、駐車場にするのは問題ないと思われます。2番については自宅の下に土地があるのですが、そこへ倉庫と駐車場を整備することで、周辺は砂利置場などありますので特に問題はないと思われます。3番については自分の土地をブルーベリーの農園にして、その傍に休憩所を兼ねて農園管理等を造りたいということで、周辺についてはほとんど所有者の田や畑でございますので特に問題はないと思われます。以上です。以上3件の報告を終わります。

議長 長 それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番ですが、農園として耕作している畑でございます。小さいながらも水路はありますし、道路に面しており、すぐに駐車場にできるような状況であります。高齢で畑ができないということでございますので意義ございません。

議長 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。所有者はご両親が亡くなられた後、奥様と二人で商売をされながら田を作っていましたが、体調も崩され、通院や商売もあり、耕作できないということです。この田はすでに土が入っており、始末書も後日提出しますとのことですので異議ございません。

議長 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査員の説明のとおりで異議ございません。

議長 長 はい、議案第2号農地法第4条申請3件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請についてですが、事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 6ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,328㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は店舗及び整備工場が1,035.21㎡、駐車場法面等が1,292.79㎡、合計2,328㎡、着工日、工事期間は許可日より1年

以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意は不要です。水利同意はございます。使用貸借設定は20年間です。この土地は都市計画用途地域内(準工業地帯)にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,069㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟が380.4㎡、通路駐車場等が688.6㎡、合計1,069㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年2月16日に除外になっています。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕、面積は6,111㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設6,111㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年2月16日に除外になっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。賃貸借設定は20年間です。この土地は山間にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は17㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場17㎡、着工日、工事期間は許可日より2か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に除外になっています。隣接同意、水利同意は共に不要です。この土地は周囲を道路と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕、面積は621㎡、他1筆、合計1,146㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,146㎡、着工日、工事期間は許可日より2か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に除外になっています。隣接同意、水利同意は共にございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕、面積は890㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場890㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成25年10月22日に除外になっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は307㎡、他1筆、合計726㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設726㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます。水利同意は不要です。使用貸借設定は20年間です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上7件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。場所は〇〇〇の東隣りです。現況は古城梅と小梅の梅畑で古城梅がよく成っていました。隣接状況及び周囲への影響ですが、東側は山林で貸人の所有地です。西側が宅地で〇〇〇〇、南側が山林で貸人の所有地、北側が〇〇〇で〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由、選定理由としては以前から店舗新築のため用地を探しており、立地条件が良く選定しました。20年間の賃貸借契約です。転用内容は店舗及び整備工場、駐車場と一部法面。切り盛り80cm以内、整地してアスファルト舗装、U字溝などで集水し東側の市道の側溝へ排水します。排水は合併浄化槽で処理、雨水等はU字溝で集水し東側の新万からの市道側溝へということです。続いて2番です。場所は〇〇〇の西100mです。現況は田で去年まで稲を作っていたそうです。隣接状況及び周囲への影響として、東側が畑で同意あります。西側が水路、南側が宅地、北側が市道で地元水利組合の同意有りです。転用理由、選定理由として、譲渡人は相続により申請地を取得して兄と耕作しておりましたが、高齢になり体調もよろしくなく耕作が困難になっていました。この度、譲受人より住宅地の申し出があり土地の有効利用を考え転用を申請します。転用内容は分譲住宅6棟、駐車場、庭、通路で、盛土87から100cm、コンクリート舗装です。排水は合併浄化槽処理、雨水と前側の水路へということです。次に3番です。場所は〇〇〇の下100m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響は東側が畑で同意あります。西側が山林、畑で同意あります。南側が畑で同意あります。北側が〇〇〇、水利組合はありません。転用理由、選定理由は会社と農業の両立が難しくなり休耕地にしていました。太陽光発電で経営安定を目指したく転用を申請します。転用内容は太陽光パネル1,472枚、1日平均1,157kw発電、切土盛土なし、現状でパイプを打ち込み設置、排水等ですが雨水は自然浸透です。ここは見た限りでは急傾斜で作業が難航するかなと思いました。日当たりは良い所です。次に4番です。場所は〇〇〇から北へ100m、現況は普通畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が道路と宅地、西側が市道、南側が雑種地、北側が道路です。水利組合は不要です。転用理由は受け人は近くで建築請負業を営んでおりますが、自宅の敷地が狭く駐車場がなく近隣の方に迷惑をかけています。この度、当該地を譲り受け、駐車場3台分として利用いたしたく申請します。転用内容は駐車場17㎡、3台分、盛土30cmから70cm、コンクリート舗装で排水等については雨水は市道側溝へということです。次に5番です。場所は〇〇〇の北100mで現況は休耕畑です。隣接及び周囲への影響は東側が市道、西側が山林、南側が雑種地、北側が宅地で同意有りです。田は渡し人所有地です。〇〇〇水利組合の同意は有ります。転用理由、選定理由として、渡し人は兼業農家で休耕地になっていました。受け人は〇〇〇で老人介護事業を営んでおり、社会貢献できる事業と考え、太陽光発電用地として申請地を譲り受けることになり転用を申請します。転用内容として、太陽光パネル180枚、55.44kw発電、切土盛土なし、現状で使用します。排水等については雨水は自然浸透及び中央に水路有りです。次に場所は〇〇〇より北へ50m、現

況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響は東側が畑で同意あります。西側が畑でここも同意あります。南側が原野で渡し人所有地です。水利組合はありません。転用理由として、譲渡人は県外に転出しており、耕作もできず休耕状態でした。受け人は木炭業で現在の土地が狭く、資材を置く場所を探していたところ、同じ〇〇〇に土地を所有していたのでこの近くの当該地を譲り受けることになり申請に至ったとのこと。転用内容は炭の原木置場890㎡、切土盛土なし、現状で草刈りして使用。排水等については雨水は自然浸透です。続きまして、7番です。場所は〇〇〇の手前100m、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響は東側が農道と水路、西側が休耕田で同意あります。南側が休耕田で本人所有地です。北側が休耕田でこれも同意あります。水利組合はなしです。転用理由として、農業では収益が上がらず休耕にしていました。草刈りなどの管理も大変なため、この度、太陽光発電施設に転用を申請します。個人と会社で20年間の使用貸借契約です。転用内容は太陽光パネル200枚、48.8kw発電、切土盛土なし、現状で設置です。排水等については雨水は自然浸透です。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。
1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の件ですが、水利組合の同意が得られたということで異議ありません。2番については現調の委員さん説明のとおり、現状は周りが住宅地になっており、少し窪んだ田でしたが、今回作れないということで仕方ないかなと思います。同意もあるということで異議ありません。
- 議 長 はい、3番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇の施設の下でございます。施設からは一切見えないところ。〇〇〇〇の方へも計画説明があったようで問題ないということでございます。異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。市道と宅地造成された土地との間の小さな野菜畑であります。駐車場にということで問題ありません。
- 議 長 はい、5番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは体調を崩されており、以前から誰か買ってくれる方はいないかの相談を受けておりました。異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは木炭業をしていて地元で溶け込んでいます。異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは個人から会社へということ。周辺は休耕田でありますので、何ら異議ございません。
- 議 長 はい、以上で7件の5条申請について異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

続きまして議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 9ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が山林、面積は7.11㎡、他11筆、合計2,177.02㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇です。申請人が亡き夫から生前に聞いた話によると、夫の父親が幼い頃には田辺に住んでおらず、戦後すぐの時期には耕作もされず、山林のようになっていました。申請地は昭和54年に父親から相続し、その一部に必要な手続きを取らずに建物を建築してしまいました。無断に転用したことについては申し訳なく今後このようなことがないように厳重に注意いたしますとのことです。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地は〇〇〇の裏手にある土地で、鉄筋二階建てくらいの建物があり、周辺は敷地と一部に竹や雑木が生えております。現実には全く農地はございません。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現調の委員さんの報告のとおりであります。また、議案の備考に書いているとおりで、非農地証明に対し何ら問題ございません。

議 長 ありがとうございます。議案第4号農地法第2条の規程による農地でない旨の証明願1件について、異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 10ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,004㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して、梅畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より6か月以内です。隣接同意、水利同意は共にございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は521㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して、野菜畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より6か月以内です。隣接同意、水利同意は共にございます。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の件につきましては、現在、田であります約60cmの盛土をして梅畑に変更したいということです。周辺は梅畑などで雨水については自然浸透でございますので問題はないと思います。2番の件につきましては、市道に囲まれた休耕田で、水利組合の同意もあり、排水については自然浸透で特に問題はないかと思われま

議 長 はい、ありがとうございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。
1 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現場は〇〇〇〇橋を〇〇〇〇向けに渡った三叉路の所
あり、周辺の同意もあります。周辺は2か所梅畑があり、後の2か所は市道
ということで少し落ち込んだ土地で問題が生じるということはないと思
いますので、異議ございません。

議 長 はい、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 ありがとうございます。議案第5号農地の形状変更願2件について、異議
なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでし
ょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第6号農地
等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 11 ページをお願いします。議案第6号農地等売渡あっせん申出です。1
番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は
3, 518㎡、他に4筆、合計面積5, 277㎡です。作物は梅とみかん
で10アール当たり収穫量は梅が1, 500kg、みかんが4, 000kg
、希望価格は合計300万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2
番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は
649㎡、作物は小梅、10アール当たり収穫量は1, 000kg、希望
価格は70万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっ
せん申出、以上2件ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんの物件の内、〇〇〇の方は、梅畑で古城梅
と南高梅です。木も30年近くの大きな木です。道路がなくて里道が少し
あり、その側に私道があります。そこを通らしてもらっている状況です。
西向きで少し傾斜地の畑で石段や法面など段々畑になっています。また、
〇〇〇というのは〇〇〇で、東向きの畑です。ここはみかん畑で晩柑やデ
コポンを作っていました。ここも段の狭い急傾斜で、一番上に農道があり、
そこからモノラックで下へ降りていくようになっています。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。2 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここは山のとっぺんで、軽四で行くことができます。以
上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第6号の2件につきまして、あっせん
することにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいで
しょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、1 番については、〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんと〇〇
〇〇委員さんです。2 番については、〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さ

ん、〇〇〇〇委員さんです。以上2件、あっせん委員の皆さんよろしくお
 願いします。続きまして、議案第7号事業計画変更申請（農地法第5条）
 について、事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 12ページをお願いします。議案第7号事業計画変更申請（農地法第5条）
 です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に雑
 種地、面積は697㎡、当初計画は借人が〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容が
 太陽光発電施設、転用面積は〇〇〇が697㎡、〇〇〇が233㎡です。
 変更後の計画は転用面積が〇〇〇の697㎡のみとなっております。理由
 は当初計画時より、発電効率が良くなり、〇〇〇の設備だけで、予定のワ
 ット数が確保されたため、〇〇〇については転用が不要となったためであ
 ります。以上、1件、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 この件について、ご質問、ご意見ございませんか。地元委員さんございま
 せんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これについては、元々荒地だったので異議ございません。
 現在は綺麗になっています。

議 長 それでは、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第8号許可
 の取消願について、事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 13ページをお願い申し上げます。議案第8号許可の取消願（農地法第4
 条）です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現
 況が畑、面積は152㎡、他5筆、合計1,819㎡、所有者は〇〇〇、
 〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅加工用倉庫2棟480㎡、梅干場643
 ㎡、合計1,123㎡、許可日は平成7年9月5日、許可番号は和歌山県
 指令西農第〇〇〇〇号、理由は事情により転用計画を中止したため、当該
 土地は今後農地として利用したいであります。以上1件、ご審議の程よろ
 しくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。許可はかなり前に出しておりました。今後農地として利
 用したいということですが、かなり雑種地のようになっていますので話し
 ていかなければならないかと思えます。異議ございません。

議 長 議案第8号許可の取消願について、異議なしとのことでございます。その
 ように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地
 等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 14ページをお願い申し上げます。報告第1号農地等売渡あっせん成立で
 す。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、
 面積は329㎡、他1筆、合計1,050㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、
 買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日、価格は平成27年4月19日、3,
 176,200円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇
 〇〇〇委員の3人でした。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は

登記簿、現況共に畑、面積は770㎡、他1筆、合計2, 774㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日、価格は平成27年4月20日、100万円、あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の3人でした。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、このあっせんにつきましての顛末について、代表委員の方、よろしく申し上げます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の件ですが、坪1万円の計算で買い受けています。2番の件ですが、ご近所の方で100万円くらいだったらということで成立いたしました。以上です。

議 長 報告第1号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

松平 主査 15ページをお願い申し上げます。報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は242㎡の内、132.23㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、鋼管柱1本、機器装置一式です。農地法施行規則第53条第1項第14号による協議1件報告させていただきます。

議 長 報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

松平 主査 16ページをお願い申し上げます。報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田です。面積は1,034㎡、他1筆、1,073㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成27年4月10日です。以上農地法第18条第6項の規定による通知1件報告申し上げます。

議 長 報告第3号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第4号農地法使用貸借契約の合意解約通知について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

松平 主査 17ページをお願い申し上げます。報告第4号農地法使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は323㎡、他19筆、合計11,631.05㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成27年4月30日、理由は経営基盤強化促進法による利用権の設定で第三者に貸すためであります。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、

地目は登記簿、現況共に田、面積は2, 238㎡、他1筆、合計3, 611㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成27年3月31日、理由は経営基盤強化促進法による利用権の設定で農地中間管理機構に貸すためであります。以上農地使用貸借契約の合意解約通知2件ご報告申し上げます。

議 長
〇〇番 委員

報告第4号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。
〇〇番〇〇です。この合意解約の二人は農業者年金を受給された方ですか。第三者に貸すので、合意解約して農業者年金ももらえないという意味合いのものですか。

松平 主査

この二人の方は農業者年金を受給されていまして、経営基盤強化促進法によって、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し出す場合は、年金停止になりませんという条件がありまして、〇〇〇〇さんの場合は、その条件で貸すということです。〇〇〇〇さんの方も貸すのが、先月の利用権の設定であった分ですが、それでこの方が農地中間管理機構と個人の方に貸すということなのですが、利用権の設定で貸す場合で、農地中間管理機構もそうなのですが、個人の方に貸す場合も条件をクリアーした人、つまり国民年金の1号被保険者で60歳未満の方で50アール以上の農業の経営者になる方、この三つ条件を満たす方に10年以上の期間をこの利用権の設定で貸すということであれば、年金が止まらないということあるので、それで貸すということなので、二人とも年金に関しては止まるということはないです。

議 長
〇〇番 委員

おわかりいただけましたか。

はい、わかりました。

議 長
〇〇番 委員

他にご質問等ございませんか。

〇〇番〇〇です。関連した質問ですが、年齢が59歳の方が期間中に60歳になっても可能か。

松平 主査
議 長

可能です。

他にご質問等ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようでございますので、報告第4号、報告とさせていただきます。それではその他の案件です。4月の県農業会議提出案件の4条4件、5条3件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようございましたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございます。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時25分終了